

男女共同参画セミナーを開催しました

平成27年12月5日（土）「幸運を呼ぶカラーレッスン～色は心のレントゲン、自分を知り相手を理解するために～」を開催しました（写真右）。約30名の市民の皆さんが受講され、カラーセラピーと心理学のつながりや、色が表す心の状態や人に与える印象などについて学びました。



DVセミナーを開催しました

平成27年10月29日（木）春日井高等学校、12月2日（水）中部大学（教員免許取得希望者）、12月3日（木）春日井高等学校（定時制課程）でDV・デートDVについてのセミナーを開催しました。若い世代からDVに関する正しい理解と認識を得ることが重要です。

講師派遣によるDVセミナーを実施しています。ご希望の方は、男女共同参画課までご連絡ください。

● 相談窓口 ●

相 談	曜 日	時 間	電 話
D V 相 談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～日曜日	9:00～12:00 13:00～17:00	☎85-7867
女 性 の 悩 み 相 談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～金曜日	13:00～16:30	☎85-7871
女性のための法律相談 (面接相談のみ、予約制)	第1～4土曜日	10:00～12:00	☎85-4401 予約受付 (9:00～17:00)

※相談員はすべて女性です。

面接相談時に託児を実施しています。(予約制)

★実施日／第1火曜日の午後1時半～3時半、第3土曜日の午前10時～正午
面接相談中、無料でお子さんをお預かりします。お子さんのいる方も、安心してご相談ください。
ご希望の方は、相談日の1週間前までにお申し込みください。(☎85-7867まで)

●春日井市オンラインDVほっと相談（メール相談） <http://www.soudan-kasugai.jp/>

24時間受付
返信は火～日曜日 8:30～17:15



携帯電話からのご利用は、
こちらからどうぞ。



●その他の相談窓口

愛知県女性相談センター（女性悩みごと電話相談） ☎052-962-2527
月～金曜日 9:00～21:00、土・日曜日 9:00～16:00（祝日、年末年始は休み）

axona AICHI

集いと学び空間をデザインする

愛知株式会社 <http://www.axona-aichi.com>
名古屋営業部：名古屋市中区栄3-27-25 TEL 052-935-6226

JUBOU

Quality & Response

「信頼」のかけ橋を創りつづける
(有) ジュボウ事務機
〒486-0918 愛知県春日井市如意中町5-2-2
TEL0568(31)7654 FAX0568(31)7157 <http://www.jubou.com>

かすがい市男女共同参画情報紙『はるか』vol.39 2016年3月発行
企画・編集・発行 春日井市市民生活部男女共同参画課 〒486-0844 春日井市鳥居松町2-247
TEL：0568-85-4401 FAX：0568-85-7890 Eメール：danjo@city.kasugai.lg.jp

UD FONT

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、
より多くの人に見やすく読みましがえにくい
デザインの文字を採用しています。

はるか

ha ru ka

VOL.39
2016.3

◆特集◆ 女性が輝く社会の実現に向けて



男女共同参画市民フォーラムを開催しました

平成28年1月31日（日）レディヤンかすがいで第14回かすがい男女共同参画市民フォーラムを開催しました。

今回のフォーラムでは、向文緒さん（中部大学教授）による講演「女性の貧困を考える」と「女たちの都～ワッゲンオッゲン～」の映画上映を行い、約330名の方が来場されました。

平成27年8月
女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律
（女性活躍推進法）が
成立しました



男女共同参画市民フォーラムの様子

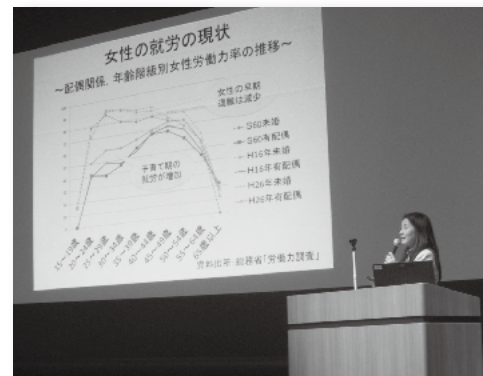
男女共同参画市民フォーラム 「あなたが輝く未来 ～自分らしく生きる～」

講演 「女性の貧困を考える」

向文緒さんの講演では、貧困層の女性の実態やそれを生み出している社会的背景などについてお話がありました。

仕事を持つ女性に占める非正規雇用の割合は高く、その中には家族に扶養されていない、自身が世帯主である女性も多く含まれています。シングルマザー、子育て、親の介護、自身の病気、突然の解雇などさまざまな原因によって、彼女たちは、貧困から抜け出せない厳しい状況におかれています。

周囲の人が彼女たちを社会保障や公的サービスにつなげることが重要です。また、専門高校や公的職業訓練を活用して進路指導を充実させ、若者の就労を支援することや、一般事務などホワイトカラー信仰から卒業し、幅広い職種から、正規雇用にこだわって仕事を選ぶ支援が必要であるというお話でした。



向文緒さんの講演の様子

映画「女たちの都 ～ワッゲンオッゲン～」



熊本県天草市を舞台に、過疎化・高齢化が進み衰退していく街に活気を取り戻そうと、街を愛する女性たちの奮闘する様子が、笑いあり、涙ありで描かれていました。物語には、専業主婦の女性、子どもができず姑との関係に悩む女性、独身を貫く女性などが登場し、様々な事情を抱え悩みながらも助け合い、力を合わせて前向きに明るく生きていく姿に、元気がもらえる映画でした。

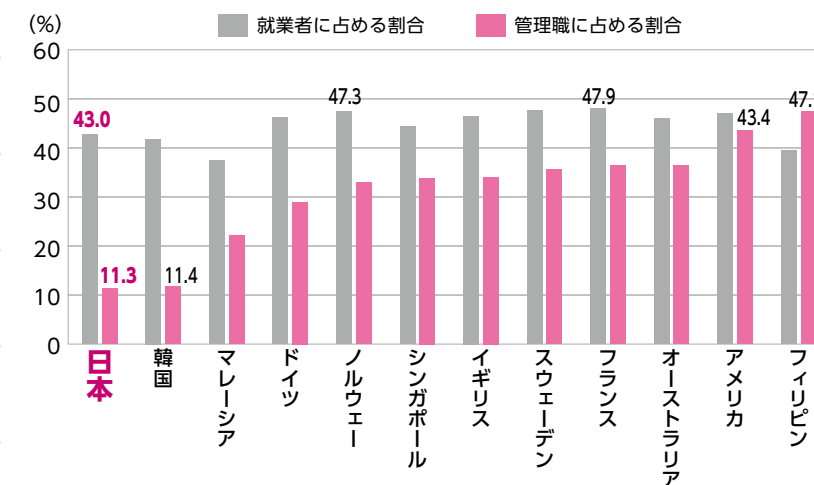
参加者の声

- 講演の中で紹介のあった、「結局何をやっても低収入」という言葉（シングルマザーのつぶやき）が印象的でした。改善すべき問題だということがよく分かりました。（50代女性）
- とても面白い映画でした。女性の力強さ、実行力を感じました。（40代女性）

女性活躍推進法が成立しました

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、法が制定されました。

就業者および管理職に占める女性の割合（平成26年）



総務省「労働力調査（基本集計）」（平成26年）

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」より

日本の15歳から64歳までの女性の就業率は、平成26年には63.6%（昭和50年48.8%）と増加する一方で、長時間労働や家事・育児・介護の負担から、仕事と生活の両立ができずに就業継続やキャリアアップを諦める女性も多くいます。また、役員や管理職等の指導的地位にある女性の割合は、諸外国と比べて低い水準にあり、働く場面における女性の活躍は不十分と言わざるを得ないのが現状です。

女性活躍推進法とはどのような内容でしょうか？

①国による基本方針の策定、②事業主行動計画の策定、③女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置の3つの項目が定められています。②においては、国や自治体・民間企業等は、女性活躍推進に関する状況を把握、課題を分析し、女性採用比率や管理職の女性の割合などの数値目標を含む行動計画を作成・公表することを求められています。（300人以下の中小企業は努力義務）

女性活躍推進法は、次の3点を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

- 女性に対する採用、昇進の機会の積極的提供とその活用
- 職業生活と家庭生活の両立を図るための環境整備と職業生活と家庭生活の継続的な両立を可能とする環境整備
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されること

